

吹田市総合計画審議会・第2部会（基本計画・第2回）

開催日時 平成17年4月20日（水）午後2時00分～午後4時00分

開催場所 吹田市役所 低層棟3階 入札室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第5章 環境を守り育てるまちづくり

(2) 第6章 安全で魅力的なまちづくり

出席者(委員) 宗田好史 池淵佐知子 信田邦彦 筏 隆臣 蒲田雄輔 前田武男
矢野隆司 河井明子 阪口善次郎 永田昌範 西岡昌佐子(欠席4名)

(事務局) 清野助役

企画部政策推進室

山中部長 岸次長 池田総括参事 宝田参事 稲田主査 岡松係員

(関係室課) 企画部 吹田操車場跡地対策室 羽間参事

環境部 地球環境課 中野総括参事 篠崎係員

生活環境課 辻課長 金谷主幹

減量推進課 中田参事 榊田主幹

廃棄物処理施設準備室 加藤参事 大谷主幹

都市整備部 都市整備室 浜次長 松浦参事

開発調整室 平田総括参事

住宅政策課 毛戸課長

建設緑化部 道路安全室 藪田次長 吉田総括参事

道路管理室 堀田室長

緑化公園室 山上室長

下水道部 下水道総務課 池田参事

下水道管理課 本田課長代理

水再生室 内田室長

水道部 技術管理室 大島室長

工務課 行田課長

維持課 森下総括参事

浄水課 川井課長

消防本部 総務予防室 山崎室長

総務課 中川課長 村上課長代理

警防司令室 清家室長

予防課 村上課長

(傍聴人) 3名

議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第5章 環境を守り育てるまちづくり

(A委員)

「第1節」の「計画」の1の「(3)有害化学物質等による環境汚染の未然防止」の中で「「遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の運用により、遺伝子組換え実験の実施に伴う環境への生物による影響の未然防止に努めます」とある。吹田市にこのような実験をしている施設は何ヶ所くらいあるのか。これまでにどのような施策をとられてきたのか。

(関係室課)

届出を頂いている総数が19事業所である。大阪大学が学部ごとでとっており、それ以外には7事業所である。組換え実験を行う時に出てくる排気、排水、廃棄物処理についてきちんとするように、立入検査を行い指導している。

(部会長)

これはいつ頃作った条例か。

(関係室課)

平成6年に制定した。

(A委員)

何かあった時に速やかな広報体制が取られているのか。立入検査の対象であるという内容について、情報公開ということを行われているのか。

(関係室課)

国の指針を守って頂く事を一番重要視しており、立ち入りするときに指導させて頂いている。排ガス処理するフィルターが適正に交換されているか、排水についてはpHなどでチェックしているか、滅菌が十分できているかどうかチェックする。調査に行った時にこのようなことを指導し、実験者の方が指針を十分守って頂くようにしている。

(部会長)

千里ニュータウンの住民に対してどのような情報伝達手段があるのかという、いわゆる危機管理に関することである。ダイオキシンに関しては管理・監視体制にしても大阪府内でも育ちつつある状況である。遺伝子組換えに関して今まで事故がない。未然に防ぐ取組をという指摘だが、これに関してどのような監視が相応しいかはまだ認識されていない。ここには放射性物質はあるか。

(関係室課)

大学では放射性物質が使われているが、権限的には国直轄ということで指導はできていない。

(部会長)

東海村の事件があつてから、大学の方にもうるさく言うようになってきた。この種の環境汚染防止対策に関しては、次から次へと新しい汚染がでてくる。吹田市は既に平成6年に遺伝子組換えに関わる条例をつくっているので問題ないと思う。これはこれくらいでと思われる。

(事務局)

先ほどの放射性物質についてだが、後程審議頂く「第6章」の「第1節 安全なまちづくり」の「動向と課題」の4と「基本方向」の4で記載されている。

(部会長)

もちろん、発生してしまえば消防に頼るしかないが、生活環境課の方では「未然に」ということで「第5章 環境を守り育てるまちづくり」に入れている。当然のことながら千里ニュータウンの住民にすれば「未然に」の方が大切なわけである。資料-6の22ページに「遺伝子組換え施設に係る環境安全」という項目がある。ここには環境安全協定があるがこれは何か。市内何ヶ所と協定が結ばれているのか。

(関係室課)

届出のある全ての事業所である。排気・排水・廃棄物に関する協定である。

(B 委員)

「計画」の1の「(2)自動車公害防止対策の推進」だが、言葉だけが先行していて、吹田市を含む広域行政の中でも自動車公害防止汚染対策措置は遅々として進んでないということが実態ではないかと思う。「ノーマイカー運動の実施など交通量抑制のための啓発や天然ガス自動車等の低公害車の普及を促進するとともに、ディーゼル排ガスの規制強化等の発生源対策や道路構造等の改善を国や関係機関に要望します。」と列挙しているが、20年一昔の状態と思う。自動車公害防止が進展した実感は市民にはない。総合計画の中で本当に推進を図ろうとするため、具体的にどのような考えを持っているのか。いわゆるディーゼルエンジン搭載の車を吹田に入れない覚悟はあるのか。

(事務局)

低公害車の普及という点では、天然ガス車の燃料の補給場所を吹田市内に確保したいと考えている。そうすることにより初めて天然ガス車の普及という形で市民の方に御協力頂けるのではないかと。現時点では吹田市内には無い。近くであれば東淀川に出かけて天然ガスを補給する状況の中で、吹田市民の方々に低公害車を普及するのは難しいと思う。補給するスタンドをまず確保することに努力している状況である。

(部会長)

B委員の指摘は、TDM施策、つまり交通総需要抑制施策であり、地球温暖化防止、交通政策の体系的な見直しを各自治体・国も進めている状況である。東京都のような自動車ディーゼル規制という思いきったことをする自治体は出ている。そのような情勢の変化の中で「第5章」の「第

1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり」に書いていることは新しい時代の流れを受けているとはとても言えないものである。そこを吹田市としてどのように取り組んでいるのかということである。

(関係室課)

吹田市の場合は、公用車をできるだけ低公害車に持っていきたいということで、天然ガスを使用しているバスなどもある。事業一課でパッカー車についても天然ガスを平成13年度から使っている。順次、吹田市として啓発していき、市民や事業者の方に吹田市が率先しているので御協力頂きたいということである。現状では規制というところまではできていない。

(部会長)

「第6章 安全で魅力的なまちづくり」の「第2節」の「動向と課題」の4に「自動車交通量の増大が地球環境問題や自動車公害の原因になっています。これまでの自動車優先のまちづくりから歩行者・自転車優先のまちづくりへの転換を進めるとともに、公共交通の利用促進を図り、自動車に過度に依存しない交通環境づくりに向けて取り組む必要があります。」とあるように、「第5章」と「第6章」がセットになって動いている。「第5章」と「第6章」を分けた経緯からすれば、「第6章」の「第2節」では、LRV・LRTを含むような総合的な交通施策・体系というものが無ければ、先ほどいわれたような大気汚染への対応ができないということである。「第5章」の「第1節」の「計画」の1の「(2)自動車公害防止対策の推進」の内容と、「第6章」の「第2節」の「動向と課題」の4や「計画」について、この連動に関しては考えなければいけない。吹田市内の自動車排ガスによる大気汚染の問題がわかるような形で考えた方がよい。

(B委員)

ディーゼル排ガスの規制が本当に実施されれば、吹田界隈の空気は歴然として綺麗になる事は目に見えてわかる。いまだもって遅々として進まないディーゼルエンジン排気ガス汚染状況を吹田市としてなんとしても食い止めなければならない。もう少しテコ入れしたような基本計画にしなければと思っている。吹田市が官庁用の車で天然ガスに切り替えた車が何台あるのか知らないが、それによって市民のモラルを高めようとしたことについては認めることはやぶさかではない。そのことによって市民がどのくらい天然ガスを用いて自動車公害を防ごうと車の浄化装置の機械を購入したかということ、そのデータはない。

(部会長)

天然ガス車の普及だけでは根本的な大気汚染問題に対する対応にはならないだろうという意見である。

(C委員)

一概に今からディーゼル規制を言っているのかは疑問に思う。例えばヨーロッパではこれからもディーゼルに頼らなければいけないということでディーゼル技術が進んでいる。日本は遅れているからこういう問題が出てきているのである。15年先を見越した時、B委員の意見はもっともであるが、こういう表現で十分であると思う。むしろ施策や要望はもっと積極的にしてもらいた

い。東京都のディーゼル規制や神奈川県や兵庫県などは車種規制を行っている。吹田市はできないので大阪府でなければいけない。そういうところを積極的に働きかけてもらい、吹田操車場跡地問題もあるので取組をもう少し積極的な姿勢を言葉の上でも表していかなければいけない。

「第5章」の「第1節」に関して、いろいろ防止があるが、最終的には防止することによって市民としては何をしてほしいかといえば、市民の健康と財産を守ってほしいということである。

「計画」の1に「(5) 公害健康被害者の救済」とあるが、「救済」という表現でいいのだろうか。もう少し「市民の健康と財産を守る」というようなことをどこかに表現できないか。

(部会長)

基本方向など、もっと前のところだろう。

(C 委員)

「計画」の2の「(1) 生活型公害防止の啓発」は結構であるが、「第2節」と「第3節」を見ると環境学習や市民活動の項目があるが、「第1節」だけそういう表現がないので、これがそれを表しているのではないかと思う。その辺の具体策を盛り込んでほしい。後段に「また、水環境をよくするために、…啓発事業を推進します。」とあるが、何故水環境だけなのか。この2行だけであれば「第2節」に包含される。むしろ「第1節」では、啓発というか市民が問題意識を持たなければならないという意識づくりの中で市民の健康を守っていくのだという一連の表現が必要なので盛り込んで頂きたい。

(部会長)

「第1節」の「計画」の2の「(1) 生活型公害防止の啓発」の後段の2行については、おそらく生活排水のことをここで書こうと思ったが、生活排水とは書かずに水環境と化けたのだろう。その2行と「第2節」の「計画」の1の「(2) 身近な緑や水辺の保全と創造」ということは重複している。

(C 委員)

それは自然環境という関係からすれば「第2節」でいいのではないか。

(関係室課)

昭和の時期から琵琶湖で合成洗剤が問題になった時、合成洗剤成分のりん追放の運動があった。市民・消費者・量販店の方々と進めてきた中で、一般家庭で使う石鹼の中にはりんが無くなってきた。最近は下水普及率がほぼ100%になってきた。その中で今度は、河川の親水性も含めた形で市民・事業者と一緒に考えていこうということで、「すいた水環境をよくする協議会」と名前を変え数年前から運動を行っている。吹田市内の水について考えていくということで、例えば、水道部の見学会などを行って頂いたり、下水に流すにしても自分達の身近な場所で環境に配慮して頂きたいという啓発を込めて、ここで書かせて頂いている。

(C 委員)

市民に対する啓発よりも市として水を活かす都市構造をここで盛り込んで頂きたい。

(部会長)

それは「第2節」の方が適当だろう。

(C 委員)

統合して考えてくれればいい。

(部会長)

りんを減らそうと活動していた方達が今もこういう活動を続けており、生活環境課として支援しているということである。かつて、りんの問題はお話になった通り大変な運動だった。市民参加型での環境政策を進めてきた草分けの活動なので、そう簡単に消えない。

(C 委員)

「計画」の2の「(5) 環境衛生の充実」で、ねずみ・蚊などの問題が、第2次にも出ているが、総合計画に2次、3次と同じ文言が重ねて出てくることは寂しい。先ほどのりんの問題は、将来より過去の問題になってきている。総合計画であれば将来的な長期的な視点で盛り込んで頂きたい。

(D 委員)

「生活型公害防止の啓発」ということなので、啓発するためにどうするかということである。公害をなくすために啓発するのだが、ここの部分は水環境を良くするためにという啓発である。(1)に「啓発」という見出しがあるので、それなら水環境でいいかと思う。

(C 委員)

なぜ水環境だけなのかということを訊いている。

(部会長)

「多様な生活型公害を防止するために、市民や事業者とともに、講演会など啓発事業を推進します。」と書いていれば、確かに啓発は必要である。とりあえず、りんを含む洗剤の問題は解決したかもしれないが、それ以外のいろいろな生活型公害があるかもしれない。それに関してはいかがか。

(事務局)

「第5章」の「第3節 循環を基調とするまちづくり」であるが、「計画」の「3 総合的・計画的な環境施策の推進」というところで、「第5章 環境を守り育てるまちづくり」全体を計画的に推進するというのと、それに関わる学習や教育を「計画」の「4 環境学習・環境教育の推進」ということで全体をまとめてここに書いている。先ほどの生活排水の関係では、そういう市民の活動があるので、それは尊重してその部分で載せているということである。

(部会長)

残したいという意見である。

(C委員)

「第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり」の最後に、防止に努める市民としての意識づくりを啓発することを付け加えて頂きたい。「計画」の2の(1)ではなく、(6)として数行加えて頂きたい。

(部会長)

それを新しく書くということか。

(C委員)

新しく加えるのではなく場所的に変えてほしい。

「第5章」の「第2節 自然と共生するまちづくり」では、「計画」の「2 自然環境保全意識の普及・啓発」と最後に盛られている。「第5章」の「第3節 循環を基調とするまちづくり」も「計画」の「4 環境学習・環境教育の推進」と環境学習や人材を介した市民活動というものは最後にまとめられている。

(部会長)

「第5章」の「第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり」では、環境学習という形でまとめるほどではない。そもそも今問題になっている「計画」の2の(1)の後段の2行に関しても、その種の市民運動が今後どう展開していくのか、吹田市の環境政策の中でどう展開するかという話と関わってくる。検討することにしたい。

(E委員)

ヒートアイランド対策について、具体的には「大阪府との連携を図りながら、省エネルギーや緑化の推進など…対策を推進します。」と書いている。大阪府は既に試験的に行っている。その成果を聞いているか。

(関係室課)

昨年、大阪府はヒートアイランド対策推進計画を作り発表している。平成37年度までに大阪府全域で進めたいということである。先ほどおっしゃった様に実験をされている。駐車場で緑化や、屋上緑化など見学に行った。結果は5度ぐらいは下がった。一番言われているライフスタイルが問題である。昔は夜中に冷房を消していたが、今は朝までかけている。暑いのでかけると排熱が出て悪循環でヒートアイランド問題につながる。特に大阪市内についてはデータ上では赤くなっている。山の方に行けば緑色である。ビルが多いため風が通らない。

(E委員)

造園協同組合の業者が屋上緑化を仕事で始めた。吹田市の公共施設を提供してくれれば試験的に無料ですという話を持ってきた。良い話と思い吹田市の当時の総務部長と企画部長に相談したところ、そういう場所はないと断られた。市民病院の屋上や低層棟の屋上へ屋上緑化の予算を出したと、業者が聞いてきた。そのとき仕事に参加させてほしいと頼みにいったが採用してくれなかった。低層棟は未だにやっていない。

(事務局)

確かに低層棟で屋上緑化をすればどうかと市の方で検討した。その中で低層棟については2点ほど問題があった。低層棟は昭和30年の建物で屋上に土を置くと耐える負荷の度合いが限られており、些細なものしかできないことが判明した。もう1点、温度を下げる効果の問題である。省エネの関係も含めて検討した経過があった。屋上緑化で下げることがいいのか、もう一度壁面も含めて建物全体で緑化について再検討が必要ではないかとなった。建物の古さ等の関係で今実施する事が計画的に得策ではないという判断に結論的になり、今中断している。

(E委員)

私はその様に聞いていないが、それならそれでよい。駄目でもどこかで試験的に実施してもいいのではないかと。市として促進してもらいたかった。

(部会長)

ヒートアイランド対策に力を入れることはともかくとして、総合計画の中で詳細なことを審議する必要はないと思うので、これ以上はいいと思う。屋上緑化の技術は進んでいる。低層棟の時は土の加重が問題であったが、今は土を置かずに不織布を置くだけの殆ど加重をかけない技術が進んでいる。大阪府が推奨する新しい技術を使った屋上緑化で検討していくとずいぶん進むだろう。

(C委員)

その辺を言葉として盛りこんで頂く。連携しながらということは受身的である。もう少し積極的に書いてもらいたい。

(部会長)

環境基本条例、環境基本計画でしっかりうたってもらわなければならないことだ。

(C委員)

アジェンダで取り上げようとしてしようとしている。

(部会長)

そちらの方で積極的に取り上げてもらわなければいけない事である。

(C委員)

ここでは推進するとか、バックアップや支援を行う、助成金を出すという具体的なものも盛り込んで頂きたい。

(B委員)

基本計画だから、実施計画で煮詰めてもらえばいい問題点であると考えている。

(部会長)

B 委員は「(5) 環境衛生の充実」を落とせばいいというのか。

(B 委員)

いや、「計画」の1の「(2) 自動車公害防止対策の推進」について、てこ入れが必要ではないかということである。実施計画で出すからいいという判断だったのかわからないが、釈然としない文章が基本計画として表に出ることが納得できないと思う。もう少し煮詰めた基本計画案を出すべきではないかと思う。

(事務局)

もちろん自動車公害防止対策は積極的な視点から重要なことではあるので、きちんと行う問題意識は十分あり日常的にも議論はある。基本計画の文言としてこれでは十年一日で物足りないという意見があれば、もう少し積極的に何か文言を変えることを検討したい。

(B 委員)

先ほどC委員の意見でヨーロッパでディーゼルエンジンの対応力を高める動きがあると言われたが、日本の今の考え方では東京都でのディーゼル車規制をどうするのか。あるいは吹田操車場跡地問題でのディーゼル車流入をどうするのが大きな論点になっている。その点をきちんとした対応されるよう強く指摘したいと思う。

(部会長)

「ねずみ、蚊、はえ」の部分は残しておくことに大きな問題はないと思う。

(A 委員)

昨年、航空機等から西ナイル熱の問題があった。また最近では建替えや空地も多い。市民にとっての生活型公害防止という意味からも残してくれると有難いと思う。

(部会長)

「第2節 自然と共生するまちづくり」「第3節 循環を基調とするまちづくり」について何か意見はないか。

(F 委員)

「第2節」の「計画」の「1 自然とのふれあい空間の保全と創造」とあるが、創造が重要だと思う。だがこの全体の文章を読むと創造というより整備である。前向きさを感じない。

(関係室課)

創造の話をされたが、「計画」の1の「(3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実」であるが、改めて吹田市の緑や花を楽しめる散策コースの選定を3月に終え、ホームページで公開している。それを一歩進めた施設の充実を今から計画していきたいと思う。自然とふれあいの創造部分となれば現状の緑地を含め維持が先決かと考えている。

(部会長)

文章上の問題でもう少し創造という言葉を入れる事は可能である。

(G 委員)

家の近くに糸田川がある。土手沿いにチューリップが綺麗だったが付近の人に聞いたところ植えてはいけない場所だと言う。綺麗なことを楽しめることが何故いけないのか。そういう話し合いはできないのか。

(関係室課)

現実行っている。市が府から部分的に借りた部分については道路関係もしくは公園関係で植栽や花壇にしているところはある。

(部会長)

堤体には木を植えてはいけない。堤体に桜並木を作るように堤体の陸地側に土を盛り、その土の上に植樹しなければ堤体本体には一切コンクリートであろうと土であろうと駄目である。河川断面の内側にも洪水が起こった時流されるような物を置いておく事は当然駄目である。だがここに書いているように「花と緑、水をめぐるネットワーク」とあれば、どうしても水辺に綺麗な花や桜並木を作りたくなる。そこで国土交通省や大阪府や京都府などはその種の河川管理に関しては柔軟に対応している。できれば堤体そのものに植樹せず、市街地側に盛土をしてその上に植えるということもある。

(関係室課)

堤体に盛土して花壇を作ることは大阪府からも認めてもらっているところもある。

(F 委員)

「計画」の1の「(2) 身近な緑や水辺の保全と創造」で、「開発事業に際し、事業地内の緑の確保が図られるよう」という言葉だが、現状であれば緑は植えてあるぐらいで、緑の開発や増加ということは考えられていない。そこまでやっていかなければ先ほどのヒートアイランド問題にしても解決しないのではないか。

(部会長)

生垣等緑化推進助成というのがあり、市民等に対してプランターや苗を助成している。

(C 委員)

みどりの協定はある。制度はあるが予算がない。それでは推進、創造ということにならない。アドプト制度も吹田市で、去年一つできた。これは市民にかぶせるのではなく、協働という関係でもう少し具体化するよい方法に考えて頂きたい。水の浄化について、市民が協働することによって推進できるので、もう少し水辺の浄化を進めてほしい。山田川にはヒメボタルがいる。その辺のところは実施計画の内容になるかもしれない。

(部会長)

水辺はともかく、F委員が話された緑地の確保に関しては、ここは都市緑化推進法による推進地域が指定されているのか。

(関係室課)

開発にあたっては、緑の確保をして頂いている。開発の規模に応じた決まりである。そういう方向で植樹を行って頂いている。

(E 委員)

緑を増やす方法として、吹田市内の人が結婚したら記念樹を植えてもらう制度をつくってはどうか。

(部会長)

みどりの基本計画の改定時に考えてもらうとよい。基本計画にこれ以上書くのはどうか。F委員の意見にあった市街地の緑の確保については、「事業地内に豊かな緑の確保が図られる」のような表現にしよう。

それでは「第6章」に移る。

(2) 第6章 安全で魅力的なまちづくり

(C 委員)

「第1節 安全なまちづくり」というタイトルはいかにも安易である。「協働による安全なまちづくり」としてはどうか。

(部会長)

これはこのままでよいだろう。安易に変な修飾を付け意味を狭めるよりも、「安全なまちづくり」でいいだろう。

(事務局)

基本構想として節の名称まで含めて議決を頂いている。

(F 委員)

都市の防災について、特に地震や災害時に市街地の密集が危険だと思う。最近では新しく開発された所に非常に袋小路のようなところが結構ある。そういう所は災害時に逃げ道がないので危険である。ある棟数以上の建物の場合には逃げ道をつくるという提案をする必要があるのではないか。

(部会長)

木造密集市街地の問題と地域の防災力の向上に関わる避難路の確保についてである。火災予防に関わる地域との連携という意見であるが、密集市街地の現状について消防本部が一番よく把握

していると思うがいかがか。

(関係室課)

当然新築物件に関しては二方向避難が原則でという建物になっている。それ以外にも通常、消防用設備があり、一定の規模、一定の形態など、建物の状況等により避難設備が加えられている。ただ、古い物件に関しては既存不適格という物件があることは事実である。

(部会長)

それがどれくらいあるのか。それに対する取組はどうか。

(関係室課)

既存不適格物件に関しては、そこまで手元の資料はない。

(部会長)

例えば袋小路あるいは狭隘道路という場所はわかっているか。

(関係室課)

道路に関して、現状で火災関係の活動に影響を与えるかということについては把握しているが、実際、そのことに対して指導する権限はない。

(部会長)

もちろん指導しろとはいわない。消防サイドでは日常的に細街路等を歩き、どこに老人が住んでいるか、避難経路が必要かを克明に捉えられている。それが日常の消防署の業務になっている。それを含めて地域防災と言える。

(関係室課)

統一的な地図は本部の指令室にしかない。袋小路的なものはある程度は把握していると思う。先ほどの指摘であった「どういう所にどういう人が住んでいるのか」という事の概要は一応掴んでいる。各署からの情報に基づき指令室で地図上に記載していく。その情報の中で知っているという範囲である。

(A委員)

この章で「放射性物質など危険物質による特殊災害」ということが「動向と課題」の4に書かれている。現実問題、例えば防災ハンドブック等では放射性物質が万が一漏れた場合、市民がどう行動すればよいかは触れられていないと思う。放射性物質については国の所管であるから自治体としてはなす術がないのか、それとも吹田市としてはこういう取組がある、というものを持っているのか。基本計画では読み取れないので、この場で教えて頂きたい。

(関係室課)

消防としてどの地域に何があり、どの地域にどういうものが置いているかは把握しているつも

りである。それに対して消防側としてのマニュアルは国からの通達があり作成している。また災害時の体制をしいて延焼の拡大を防ぐことも行っている。

(部会長)

「動向と課題」の4の中で「予想し難い災害が発生する危険性が拡大しています。」と書いてあり、それが「計画」の1の「(3) 地域防災力の向上」で「地域における防災ハンドブックや防災ハザードマップを活用した防災講座の開催に努め、」のところにあたる。多様化する災害についてどのように書き込まれているかが問題である。

(関係室課)

防災ハンドブックに関しては、その辺については確かに書いていない。

(事務局)

本年度から安心安全室の方で地域防災計画の改正、見直しをする中に核物質と化学物質に対する防災計画も盛り込んだ形のものをつくっていかうという動きをしている。どれだけのものになるかは今後の話であるが、地域防災計画の中で検討していくということになっている。

(部会長)

「動向と課題」の4でこれだけはっきり書いているので、それが計画に盛り込まれていないことはよくない。書くとすれば「計画」の「1 防災」のところだろう。防災ハンドブックの方で吸収するのか、地域防災計画の方で取り上げるのかは事務局の方に任せる。

(C 委員)

日頃市民としてあるいは自治会の管理組合として動いているので、細かい問題だが尋ねたい。50ページの「計画」の(3)に「自主防災組織」とあり、同時に消防の方から「自衛消防組織」という指導をされている。その辺を一元化して頂きたい。

後方の方では耐震化という言葉が幾つか出てきている。耐震構造、耐震診断に非常に神経質になっている。市の方でも耐震診断の予算が、制度はあるが実際には申請に対応できるほど予算がないのでできないのだと思う。その辺での制度を充実して頂きたい。

また、最近は防災というより一般的には減災というそうだが、何かあった時できるだけ災害を少なくするという減災に対する体制が問われていると思う。そういうことを盛り込んで頂く。将来的な計画をお願いしたい。

(関係室課)

自衛消防組織とは消防法に基づいた一定の建物に防火管理者を専任し防火管理者を頭として、火災予防を組織的に建物全体もしくは事業所全体でいかに迅速に活動できるかを目的とした組織である。そういう意味では建物敷地単位の組織で、直接自主防火組織という大きな捉え方ではなく限定された部分である。自主防火組織の中身を受け継ぐと難しいものがある。考え方として別のものである。

(部会長)

私も別のものとは思う。統一するようなものではない。

(C 委員)

私が住んでいるのは西山田にある 150 戸の共同住宅である。市の資材をお願いして供給してもらっているが、それに関しては自主防災計画を作ってきたという形である。我々の共同住宅の中で行っていることであり、地域の防災組織は知らない。消防法は確かにあるが、防災組織という意識であり、その中に防火責任者も管理者も指定している。

(部会長)

自衛消防組織なのか。

(C 委員)

自衛消防組織としてつくり、自主防災組織と兼用する形である。

(関係室課)

自主防災組織と自主防火組織の話であるが、自衛消防組織の話が出て、消防としても一緒にできないかということをおっしゃられたと思う。もう一つ、防犯という組織がある。兼ねられている方が多々おられるということで、できることならば兼任されても結構だという取組はしている。

(部会長)

地域に何があるのか。

(関係室課)

自主防災組織と自主防火組織である。

(部会長)

防災と防火の違い、それから防犯がある。

(関係室課)

防犯もあり、組織はいろいろある。

(部会長)

C 委員の意見は自主防災組織と自主防火組織についてか。

(C 委員)

いや、自衛消防組織である。自衛消防組織とは消防法で定められた組織である。

(関係室課)

自衛消防組織とは先ほど言ったように一定の事業所が中心になっている部分である。

(C委員)

そうである。計画の中での組織である。計画自体を一本化してほしい。ここで話すべきか疑問だが、指導としてこういうことを盛り込んで頂きたい。

(H委員)

ただ今言われている防災、防火について実態は少ないだろう。多分全市でも4つぐらいではないか。そういう推進を進めるのであれば、防火活動のポンプ車を置いている所についても吹田市内に何ヶ所置いているのかも含めて、まだまだこれからもっと広めるべき問題については考えなければいけない。

(C委員)

安心安全として、消防との交流を進めてもらいたい。事情は理解されていると思うので話をし
て頂きたい。

(部会長)

マンションも団地系から複合系までいろいろあるから、そのところをどのように捉えてどうい
う組織にしていくのかということ整理した上で、防災計画の中における地域の組織化、住民の
組織化をしていかなければ地域の防災力は向上しないということである。

(関係室課)

意図は理解できるが自衛消防組織とは元々本来の考え方は違う。

(事務局)

自主防災組織のあり方もワンパターンのものでないと思うので、今年度から検討させて頂く
防災計画の中で実際、現場の体制のあり方や災害に対する組織の組み方という部分も現状を含め
て消防と連携しながら施策が重ならない形で、また市民の方々にもわかり易いような組織づくり
を検討していきたいと思う。

(C委員)

「(4)救急活動の充実」とあるが、確か基本構想でも話題になったが吹田市では救急車が6台
である。市民としては心もとない。「充実」とうたわれているのであれば、その辺のところはどう
か。

(関係室課)

救急車の話だが、年間14,500件~14,600件可動している。今年度中にはおそらく15,000件を
越す状態であり毎年300件~500件延びている状況である。実際のところ1台の稼働率が年間
2,500件ぐらいである。確かにいろいろな地域で6分救急がなされ、私共の地域では連絡があり現
地到着まで5分30秒という平均時間がある。遅い地域はどうしてももう少しかかる。消防として
は充実させていきたいという気持ちは重々ある。救急隊を一隊増やすのには正直10人は必要にな
る。その10人をこの情勢の中で増員することは難しいことは確かである。その辺を理解頂ければ

と思う。

(部会長)

救急車を 1 台増やすのではなく消防隊を増やすことになるわけか。この状況下で 10 人増やすことは難しい。

(関係室課)

決して怠っているのではなく、何かの形でカバーしようという気はあるが、そういう状況があることを理解願いたい。

(C 委員)

消防活動は若い方でなければできないが、救急活動はシニアでもできる分野はあるのではないか。

(部会長)

例えば京都府では空き交番の問題を解決する為、府警のOBの方にもう一度制服を着てもらい配置したが、いろいろ議論がある。京都府では殉職警官がでた。シニアの警官の方に来て頂くが、当然そのような時のシニア警察官の安全が確保できるかという警察体制の問題になってくる。果たしてシニアの力を活用できるのかという議論になる。

(関係室課)

体制的な部分は努力をするが内容的に去年から気管挿管や薬剤投与の部分ができるようになってきている。その辺は早く取り入れたいという形で研修は進めている。そういう意味での充実を図っていきたいと考えている。

(E 委員)

神戸の震災から 10 年。震度のわりに死者が多かった。テレビで見ていると水が出ない。火災の関係で人がたくさん亡くなったと思う。吹田全体で大きい火災が起きた場合、私の近くには池が 3 つあるが、吹田全体的に見て火災時に水不足となる場所が何ヶ所かあるのではないか。

(関係室課)

一辺 280 メートルの正方形で吹田市をメッシュに切り、その消火栓にかからない地域での水利不足の地域を掌握している。吹田市では約 530 ブロックあり、現在約 76 地域が水利不便地域である。それに関してできる限り防火水槽を建設しようと昭和 56 年頃から取り組んでいるが、なかなか条件が合致しにくい。今後、そのような地域はできる限り地域の開発等を含めて整備していくことは消防本部の施策として考えているので、この点は理解頂きたい。

(G 委員)

「計画」の 1 の「(2) 防災体制の確立」の中で「緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めます。」とあるが、備蓄とはどのくらいあるのか。

(事務局)

今、手元に資料がないので調べて報告したい。

(部会長)

「第1節 安全なまちづくり」を議論したが、それ以外に3つ節がある。意見はないか。

(H委員)

「第2節」の「計画」の「3 誰もが安全で快適な交通環境づくり」や「5 安全で快適な道路整備」などについて、吹田の場合は交通で言えば通過交通である。近隣市から吹田を通過して大阪市内に流れて行く交通が圧倒的に多い。そのために新御堂筋の下にパークアンドライドシステムという、郊外から車に乗って来た人が公共交通に乗り換えて大阪市内に入ってもらおう企画があったが実現しなかった。吹田の総合交通体系を明確なものとして確立するべきである。交通委員会を設け協議することにより、バラバラで皆さんが議論している施策が一本にまとまり、お互いの協力によって解決する問題が数多くあるのではないか。具体例を出すとノーマイカーデーにしても市の担当だけで笛を吹いても市民のものになってこない。企業の代表も入っている、商工会議所の方も入っている、お互い自治会からも代表者に出てもらおう。こういうところは皆一致協力しあう事によって実行に移されていくのではないか。そのことによって吹田市で抱えている交通に関わる問題が大きく好転していく気がする。

(部会長)

いわゆるTDMをどのくらいしているかだが、吹田市のTDMはどうなのか。

(関係室課)

これからいろいろな意味で車をどうすれば抑制できるのか。開発条例で3000㎡を超えるマンションでは、駐車場付置義務がある。駅の近くでは、公共交通機関を利用してもらおう考えであれば逆に緩和する考え方もありではないか。

(部会長)

大規模小売店舗立地法では付置義務を緩和する改正があった。マンションに関しては個別の自治体の指導要綱等があるので当然できるが、交通総需要を抑制するという流れの中で公共交通の優先なり、パークアンドライドなり、道路の合理化なりが必要である。「第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり」でいえば、「計画」の3、4、5に分かれている形である。これを何かトータルにまとめたようなわかり易いものをどこに載せるかということだ。まとめた取組としてもっと強く書くべきではないかというH委員のご指摘と思うが。

(事務局)

H委員の交通委員会を作ったらいいのではないかというご指摘は、実は先般、議会の特別委員会でも発言を頂き、担当助役の方から検討するようになっているので、その事に関しては検討させて頂く。総合交通体系を総合計画にどう盛り込むかについては再度検討していきたいと思う。

(部会長)

具体的には「動向と課題」の4にTDMという表現がいいのか、交通総需要抑制という方がいいのか、今交通政策が大きく変わっているので、新しい流れを盛り込む方向がいい。「自動車優先のまち」から「歩行者・自転車優先のまち」は当たり前のことであり、10年以上前から言われていることである。何か新しい表現を入れてはどうかということだと思う。

(C 委員)

TDMを通り越し、今は交通マネジメントという言葉が一般的である。施策を行うのであればできるだけ先進的なアイデアにしてほしい。ITSの活用による道路交通システムが出てきている。これによって交通規制など今までできなかったことができるようになってきた。今までは交通政策ではなく、駐車場問題や不法駐車など交通対策であったと思う。そうではなくアジェンダでも言っていることは交通によるまちづくりをしていきたい。それにはどうするのかということでITSを活用した吹田らしい交通システムを望む。何ができるのかはわからないが、財政でできる限りのことをして頂きたいと思う。それが議会・行政・市民と協働でできればいい。それを是非盛り込んでいただきたい。

(F 委員)

今の交通だけを考えがちだが公共交通について、やはり鉄道というものは決め手だと思う。今までのものが前提ではなく、本当にこれでいいのか、もっと必要なものはないのか、改良や新しいことを含めて、できるできないは別として、まず考える事が大切である。C委員の意見のような内容に新交通を含めて検討が必要である。

(部会長)

総合交通施策がなければ新しいことはできない。全体の交通実態をどのように把握するかということと、今では車で動くことではなく、そもそもモーダルシフトを図っている訳だから吹田市民がどうやって動くのかを把握して、どういうシフトが一番良いのかを考える。多々あるのでここは整理していきたいと思う。

(H 委員)

55ページの「計画」の1の「(2)適切な土地利用の誘導」というところだが、遊休地など、自由にできる土地、あるいは市が管理することによりまちづくりに大きく貢献できるような土地の有効活用を積極的に行うべきだと常に考えている。空いている土地はすぐに何かが建つ。建つようになってから高層マンションに反対する。そうではなく高層マンションが建つ場所と、低層が主になり住環境を守る地域で選別するべきである。

(部会長)

そもそもここが高層か低層かは既に決まっている。決まっているが容積率を消化していないとか、まだ建っていないということである。そこを建たせないようにするには都市計画変更が必要になる。例えば容積率400%だったところを仮に150%や120%にすることは可能だ。そうすることをダウンゾーニングと言い、京都市では荒業を使い実行した。

(H委員)

第2種住居専用地域のところでも空き地はある。そういう場所に無秩序に好ましくないものをつくるのではなく、吹田市が支援することによって建築規制付きの住宅をつくってあげるということにすれば、その周辺の住環境が守れる。そういうことができないのか。

(関係室課)

基本的には開発でどのようにコントロールするののだが、開発条例などがある。構想段階で地域住民の方に計画を知らせるなどしている。後は地域の方々が協力する中で住環境を保全するための地区計画や建築協定などもある。

(部会長)

吹田のニュータウン周辺ではまだまだマンションが建設中であり、貴重な緑地が減っていると感じている住民の方が結構多いのである。だからここに書いている適切な土地利用の誘導を政策的に行っていく必要性が高まっている。

(H委員)

好ましくないようなものができるまでに市が買い取ることによって、一体のまちづくりが整い、整備のできたまちづくりができるのであれば積極的に実行するべきである。市が持っている土地だけではなく、他でも市が少し入ることによってできる土地もあるのである。

(部会長)

実際にマンションが建っているところで本来緑を確保するためには規制を厳しくして高さを押さえ容積を押さえることが可能だが、一定のマンションに対して既存不適格になる。今仮に12階建てのマンションが建っていて改築した場合6階か7階ぐらいのマンションしか建てなくなる。そうすると財産価値が減る。それを市民が納得して自分の権利がかなり侵害され制限されることがわかった上で緑地を守ろう、マンション規制しようと言うのか、それともそれは嫌だと言うのか。限られた市街地の中でこういう建築行為を規制することは建築協定・都市計画で結構なのだが、その種の手法を使った場合、先に来た人と後に来た人との間で問題が発生している。非常に難しい問題である。

今日の「第6章 安全で魅力的なまちづくり」についてはこれで終りたいと思う。

(事務局)

先ほどのG委員の質問に対する回答であるが、上町断層が動いた想定の上で震度は6弱ぐらいである。その時に避難所生活をされる方が6万人と想定している。その上で非常食が7万食の備蓄、高齢者用の食事は3,500食の備蓄、粉ミルクは約680人分、紙オムツが1万個、毛布が約2万枚、生理用品が13万個、仮設トイレが640個という形で備蓄されている。

(部会長)

第2回はこれで終わる。

以 上